

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東御市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧東部町地域

#### (1) 現況

本地域は、少雨多照の生産条件を活用した果樹栽培等が盛んな畑作地帯であり、全国有数の巨峰の産地となっている。また、浅間山麓の急傾斜地域に位置し、棚田等において稲作経営が行われている。

地域においては、農業従事者の減少や高齢化を背景に、農地や水利施設を守る基礎的な活動の継続が課題となっており、環境に優しい農業の推進を図り、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進していく必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧北御牧村地域

#### (1) 現況

本地域は、粘土質で強い洪積層埴土の土壌を活かした稲作地帯である。年間降水量が少ないことから水源確保のための溜め池が多く存在し、地域においては老朽化が進む水利施設の保全管理が課題とされている。

中山間地域においては、担い手の高齢化に加え、耕作放棄や鳥獣被害の増加等が懸念されている。

また、一部の地域においては、生物の多様性等に配慮した営農活動の

取組が推奨されており、今後は更に環境に優しい農業の推進を行っていく見込である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
②	促進計画の区域全域	法第3条第3項第2項に掲げる事業
③	促進計画の区域全域	法第3条第3項第3項に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項1号に掲げる事業を実施するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（長野県）の第4の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。